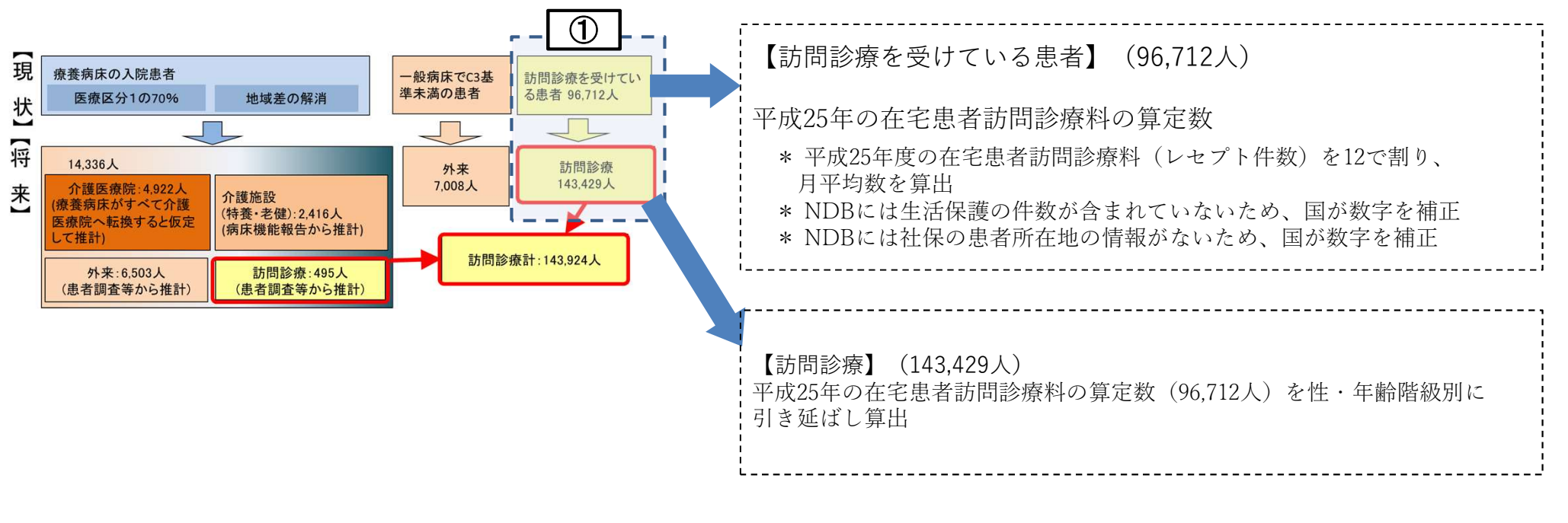


「医療計画の中間年（3年目）での見直しにおいて、第8期介護保険事業（支援）計画と整合的なものとなるよう、平成35年度末における整備目標を設定する。」
 （平成29年8月10日付 医政地発0810第1号、老介発0810第1号、保連発0810第1号 「第7次医療計画及び第7期介護保険事業（支援）計画における整備目標及びサービスの量の見込みに係る整合性の確保について」）

① 「訪問診療を受けている患者数」部分の見直し

計画策定時の考え方【平成29年時点】

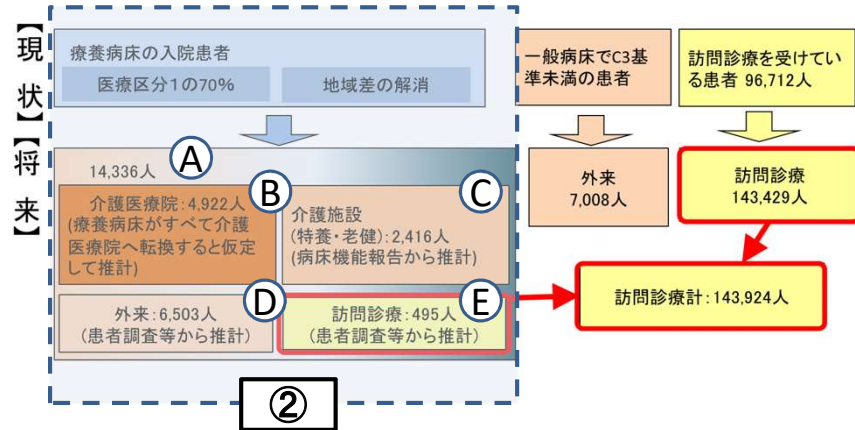


今年度国より提示されているデータを活用した見直しが可能かどうか等について、今後検討していく

訪問診療必要量の見直しについて 《② 追加的需要》

② 「追加的需要」部分に関する見直し

計画策定時の考え方【平成29年時点】



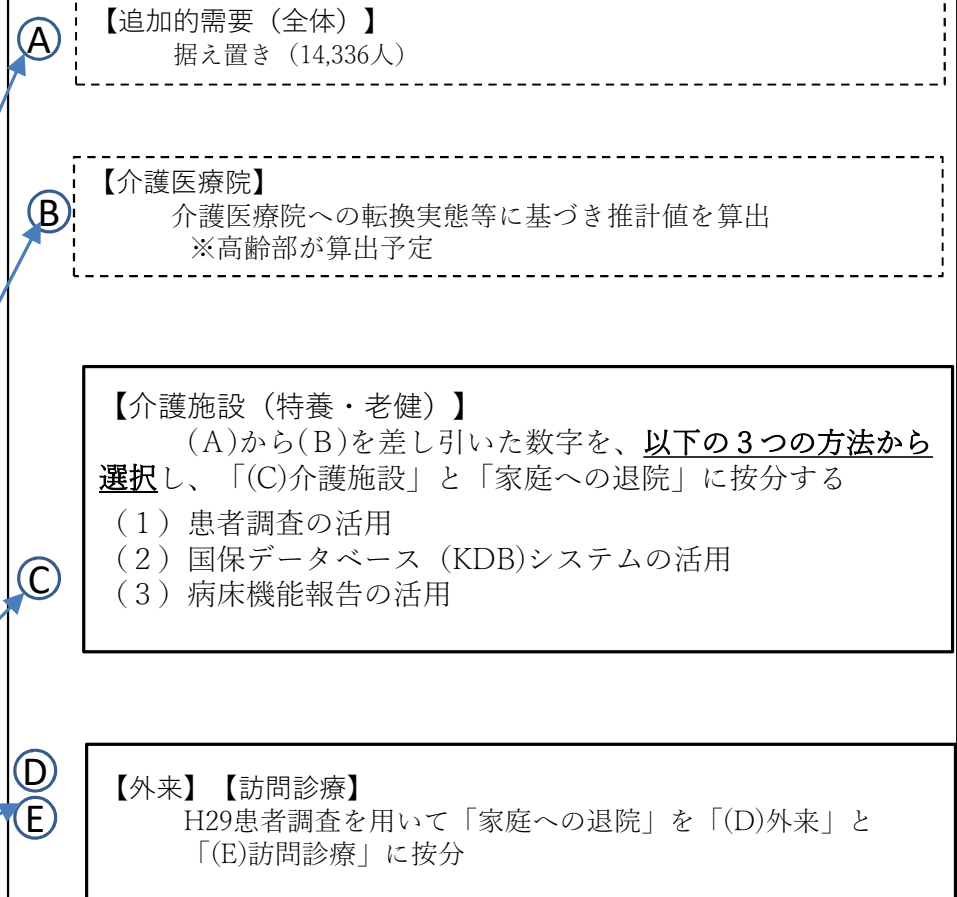
(A) 【追加的需要 (全体)】 (14,336人)
「平成25年度の療養病床入院患者の『医療区分 I の70%』」と「入院受療率『地域差の解消』分」を足し合わせて算出

(B) 【介護医療院】 (4,922人)
介護療養病床はすべて介護医療院へ転換すると仮定、医療療養病床は転換希望調査結果を基に算出

(C) 【介護施設 (特養・老健)】 (2,416人)
(A)から(B)を差し引いた数字を、病床機能報告を用いて「(C)介護施設」と「家庭への退院」に按分

(D) 【外来】 (6,503人)
(E) 【訪問診療】 (495人)
H26患者調査を用いて「家庭への退院」を「(D)外来」と「(E)訪問診療」に按分

中間見直し【令和2年時点】



高齢社会対策部が策定する第8期東京都高齢者保健福祉計画と整合をとりながら見直しを行っていく